

甲府市一般廃棄物処理実施計画

総 則

- 1 計画区域 甲府市全域
- 2 計画実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第1編 ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量と処理量の見込み

(「甲府市一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月策定)ごみ排出量将来予測より)

(単位：t)

ごみの種類	区分	区分別排出量	総排出量	区分別処理量 (割合)	ごみの種類別 処理量合計 (割合)
燃えるごみ	家庭系	30,574	51,485	30,574 (59.4%)	51,485 (83.2%)
	事業系	20,911		20,911 (40.6%)	
燃えないごみ	家庭系	4,721	5,025	4,721 (94.0%)	5,025 (8.1%)
	事業系	304		304 (6.0%)	
資源物	家庭系	3,113	3,872	3,113 (80.4%)	3,872 (6.3%)
	事業系	759		759 (19.6%)	
有価物※ ¹ (集団回収)	家庭系	4,356	4,356	243	243 (0.4%)
ミックス※ ² ペーパー	家庭系	1,639	1,639	774	774 (1.2%)
プラスチック製※ ² 容器包装	家庭系	976	976	502	502 (0.8%)
合 計	家庭系	45,379	67,353	39,926 (64.5%)	61,900 (100.0%)
	事業系	21,974		21,974 (35.5%)	

※¹ 有価物のうち、ペットボトルと紙パック、白色トレイについては、甲府・峡東クリーンセンターにて処理。

※² ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の処理については、ルートによって甲府市で直接資源回収業者へ引き渡すものと、甲府・峡東クリーンセンターで処理するものに分けられる。

2 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

「甲府市一般廃棄物処理基本計画」(令和3年3月策定)の減量化施策に基づき、次の方策を実施し、ごみの排出抑制に努める。

啓発事業の推進	ごみの減量化・資源化の啓発	広報、ホームページ、イベント等でごみの減量化・資源化の具体的な方法等について、継続的に情報発信し、意識啓発を図る。
	講座・教室	リサイクルプラザを活用して、各種環境教室やリサイクル講座を開催し、情報発信基地として機能を高める。
	出前講座	「ごみへらし隊」によるごみの減量や分別、リサイクルなどについて、自治会や各種団体への出前講座を開催し、市民意識の向上を図る。
	生ごみの減量化	イベント等で水切りグッズの配付を行うことで、家庭における生ごみの水切り排出の徹底を図るとともに、レジカゴを使った「しんぶんコンポスト」「EMボカシ」、「生ごみ処理器(キューロ)」の周知・啓発に努め、生ごみの減量や堆肥化の普及拡大を図る。
	食品ロスの削減	食品ロス削減マッチングサービス「甲府タベスケ」の取組みにより、さらなるごみの減量と発生抑制を推進する。
分別排出の利便性の向上	資源物ステーションの設置	資源物がいつでも排出できるステーションは、甲府市自治会連合会と連携を図り、地域要望を踏まえる中で増設・充実を図る。
	廃食油の回収	公民館等に月に一度廃食油の回収ボックスを設置し、分別回収の利便性の向上を図る。
	小型家電の回収品目の拡大	燃えないごみとして排出されている小型家電について、回収品目の拡大を行うことで、公民館等に常時設置してある小型家電回収ボックスに排出を促す。
助成・支援制度等	有価物集団回収の促進	自治会等で行っている有価物の集団回収に対して報奨金を交付する。
	生ごみの発生抑制の推進	生ごみ処理機器購入補助やごみ発酵促進剤EMボカシの交付、生ごみ処理器「キューロ」、しんぶんコンポストキットを配付し、生ごみの発生抑制を推進する。
	リユース品(遊休陶磁器製食器)や再生品の頒布	リサイクルプラザを活用し、再生自転車や回収した遊休陶磁器製食器などを頒布する。
	リサイクル推進員による地域活動の推進	同推進員の地域における活動に対する補助金を交付するとともに、研修会等を開催する。

3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分等

項目 区分		ごみの種類※1	収集容器等	収集回数	収集場所	収集の 対象	収集体制	処理施設
燃えるごみ		生ごみ、ゴム製品、ティッシュペーパー、生花、草、靴、汚損した衣類、DVD、CD等	指定ごみ袋 (黄色)	中心部:毎日 その他:週2回	燃えるごみの 集積所	一般 家庭	直営及び 委託	甲府・峡東 クリーンセンター エネルギー棟
燃えないごみ	不燃ごみ (袋に入るごみ)	板ガラス、コップ、鏡、植木鉢、茶碗、電気スタンド、時計、眼鏡、ラジカセ、ビデオデッキ、ヘルメット、包丁、カミソリ等	指定ごみ袋 (水色)	月1回	燃えないごみの 集積所	一般 家庭	直営及び 委託	甲府・峡東 クリーンセンター リサイクル棟
	可燃性粗大ごみ (袋に入らないごみ)	旅行かばん、ベッド(木枠)、ドア(木製)、木の枝等	ごみ処理券 (青色)					
	不燃性粗大ごみ (袋に入らないごみ)	ソファ、ギター、ステレオ、扇風機、ベッドマット等						
	ふとん・ジュタン類	ふとん、カーペット、クッション、電気毛布、マットレス、毛布等	ごみ処理券 (青色)					甲府・峡東 クリーンセンター エネルギー棟
資源物	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール等	ひも束	月1回	燃えないごみの 集積所	一般 家庭	直営及び 委託	甲府・峡東 クリーンセンター リサイクル棟
	紙パック	紙パック	ひも束					
	布類	Tシャツ、セーター、ズボン、下着類、カーテン、シーツ等	透明又は 半透明の袋					
	びん類	一升びん、ビールびん、ドリンクびん、調味料びん等	透明又は 半透明の袋					
	金物類	スチール缶、アルミ缶、なべ、やかん、自転車、ガスコンロ、ストーブ、ファンヒーター、ゴルフクラブ等	透明又は半透明袋 (なべ、やかん等は指定なし) (カセットボンベ・スプレー缶は透明の袋)					
	ペットボトル	ペットボトル	透明又は 半透明の袋					
	食品用 白色トレイ	食品用発泡製トレイに限る	透明又は 半透明の袋					
	有害再生物	乾電池、蛍光灯、体温計等(水銀使用)	透明の袋					
有価物	資源物と同様の 8分類	資源物8分類と同様の種類	資源物と同様	月1回	集団回収の 回収場所	一般 家庭	指定業者 (表1)	民間施設 ※3
ミックスペーパー		レシート、紙箱、紙ファイル、カレンダー、紙袋、包装紙、はがき、封筒、シュレッダー紙等	紙袋、45リットル以上の透明又は半透明のポリ袋	週1回	燃えるごみの 集積所	一般 家庭	直営及び 委託	甲府・峡東 クリーンセンター リサイクル棟 ・ 民間施設
プラスチック製※2 容器包装		プラスチック製の容器や包装のうち、ペットボトル・白色トレイを除いたもの	透明・半透明のビニール袋					

※1 ごみの種類の詳細については、『甲府市 ごみの分け方・出し方』を参照。

※2 商品や食料品の容器及びそれを包んでいる包装類で  マークが記載されているもの。

※3 有価物の内、ペットボトルと白色トレイについては、甲府・峡東クリーンセンターにて処理。

※4 一時多量ごみは、排出者自ら又は収集運搬許可業者が搬入する。

(表1) 令和7年度 有価物回収業者一覧

No.	業者名	No.	業者名
1	有限会社 上田商店	7	大沢商店
2	井出商店	8	金井商店
3	赤池商店	9	飯野商店
4	甲府製作所	10	渡辺商店
5	星山商店	11	小針商店
6	雨宮商店		

4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に対する基本的事項

(1) 甲府市内のごみの収集・運搬計画

(単位：t)

ごみの種類	区分	直営	委託	許可 (表2)	直接搬入	合計
燃える ごみ	家庭系	120	29,904	—	550	30,574
	事業系	—	—	19,050	1,861	20,911
燃えない ごみ	家庭系	47	3,546	—	1,128	4,721
	事業系	—	—	249	55	304
資源物	家庭系	505	2,069	—	539	3,113
	事業系	—	—	629	130	759
ミックス ペーパー	家庭系	—	1,639	—	—	1,639
プラスチック 製容器包装	家庭系	—	976	—	—	976
合計	家庭系	672	38,134	—	2,217	41,023
	事業系	—	—	19,928	2,046	21,974

(表2) 令和7年度 許可業者一覧(事業系)

No.	業者名	No.	業者名
1	有限会社 中央環境サービス	34	中村商店
2	株式会社 山梨クリーンサービス	35	有限会社 金丸商会
3	有限会社 清興技研	36	有限会社 サンテック
4	有限会社 管清社	37	株式会社 大幸産業
5	有限会社 サンエー	38	有限会社 山崎運輸
6	山梨管財 株式会社	39	株式会社 中村クリーン
7	甲府ビルサービス 株式会社	40	飯野商店
8	株式会社 クリエイト	41	株式会社 甲府キンダイサービス
9	山梨グローブシップ 株式会社	42	株式会社 中村産業
10	有限会社 豊和興業	43	株式会社 ヤマト
11	日東金属 株式会社	44	三井
12	株式会社 北栄	45	株式会社 ゼロ
13	有限会社 峡南環境サービス	46	有限会社 クリーン・トレード
14	山梨住環コンサル 株式会社	47	有限会社 甲信環境
15	株式会社 降矢商店	48	株式会社 西商店
16	株式会社 康友クリーンサービス	49	株式会社 A・K甲府
17	株式会社 池田	50	有限会社 山梨カレット
18	有限会社 宝運送	51	高野産業 株式会社
19	東八商事 有限会社	52	建協クリーンロード 株式会社
20	株式会社 中共開発	53	株式会社 クリーンベスト
21	天久ビル管理 株式会社	54	メディックス 株式会社
22	株式会社 甲斐興運	55	渡辺商店
23	太平ビルサービス 株式会社 甲府支店	56	エルテックサービス 株式会社
24	有限会社 大興商事	57	株式会社 エリゼ
25	株式会社 クリーン環境センター	58	雨宮商店
26	株式会社 溝口商事	59	株式会社 中央エコテック
27	株式会社 中部環境開発	60	道路技術サービス 株式会社
28	株式会社 アサヒ総合サービス	61	株式会社 エフ・ジェイワークス
29	有限会社 上田商店	62	株式会社 クリーンアース
30	株式会社 クリーンライフ	63	株式会社 エム企画
31	有限会社 フジクリーンサービス	64	有限会社 ターレット
32	株式会社 富士川クリーン	65	株式会社 成心設備
33	ミノルサービス	66	有限会社 センチュリーコーポレーション

※ 一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業許可

本市の令和7年度事業系ごみの発生量に対し、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が見込まれることから、令和7年度の新規許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行わない。

ただし、市または既存の許可業者・車両による処理が困難となる種類の一般廃棄物に係る収集運搬については、市長が必要と認める場合に限り、許可することとする。

(2) 中間処理計画

施設区分	施設名称	実施主体及び名称	予定処理量 (t／年)
高効率ごみ発電施設	甲府・峡東クリーンセンター エネルギー棟	甲府・峡東地域ごみ 処理施設事務組合	51,485
マテリアルリサイクル 推進施設	甲府・峡東クリーンセンター リサイクル棟		10,388
合計処理量			61,873

(3) 最終処分計画

施設名称	施設所在地	実施主体 及び名称	埋立対象物	予定処理量 (t/年)
最終処分場 (かいのくにエコパーク)	山梨県笛吹市境川町上 寺尾区内	山梨県市町村 総合事務組合	飛灰処理物等	2,366

5 その他一般廃棄物の処理に関する事項

(1) 処分業許可業者の処理施設の概要

施設名	処理対象物	所在地	施設の種類	処理能力	処理方法等
SKマテリアル株式会社	一般廃棄物(コンクリート、アスファルト、石、瓦、レンガ、タイル)	甲府市酒折町1,378番地	破碎施設	640t/日	対象物を破碎し砕石として再商品化

(2) リサイクル推進員

目 的 : 減量化、資源化及び地域の清潔保持等の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

委 嘱 者 : 市内全自治会長

活動内容: 各集積所の責任者として、ごみの分別排出指導を行う。

(3) 多量の一般廃棄物を排出する事業者への指導

- ① 条例により多量排出事業者から、事業系一般廃棄物減量化等計画書及び事業系一般廃棄物の処理の実績書の提出を受ける。
- ② 中小規模事業者に対し、計画的に地域を定め、職員が直接事業者へ減量・分別の指導を実施する。

(4) 災害廃棄物対策

- ① 「災害廃棄物対策指針」及び「山梨県災害廃棄物処理計画」、「甲府市地域防災計画」との整合を図り、「甲府市災害廃棄物処理計画」の必要な見直しを行う。
- ② 発災後においては、「甲府市災害廃棄物処理計画」及び「甲府市災害廃棄物処理初動対応マニュアル」に基づき初動対応を着実に実施するとともに、「甲府市災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物処理を実施する。

第2編 生活排水処理実施計画

1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象とする生活排水の種類	処理主体
下水道	生活雑排水・し尿・汚泥	直営
農業集落排水施設	生活雑排水・し尿・汚泥	直営
合併処理浄化槽	生活雑排水・し尿・汚泥	個人・直営
単独処理浄化槽	し尿・汚泥	個人
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	委託

2 住民に対する広報・啓発活動

ホームページ、広報こうふ等を活用し、全市民に対して浄化槽設置事業補助金及び浄化槽維持管理についての広報活動を行う。

また、生活排水対策重点地域(濁川流域、相川・里垣・甲運・玉諸・山城の5地区)を含む市内の、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を適正に維持管理されていないと思われる使用者に、維持管理について指導・啓発やリーフレットを配布し、河川等の水質の保全・向上に努める。

更に、浄化槽設置者に向けた講習会について、通年で受講が可能となるよう県と共同でWeb対応による浄化槽に係る基礎知識習得を図る。

3 生活排水処理計画

(1) 人口の内訳

区分	人口(人)	生活排水処理率
行政区域内人口	180,600	98.2%
水洗化・生活雑排水処理人口	177,320	

(2) 住民における方策

区分	人口(人)
水洗化・生活雑排水処理人口	177,320
下水道	173,034
農業集落排水施設	225
合併処理浄化槽	4,061
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,716
非水洗化人口	564

(3) 生活排水を処理する区域及び人口等

区分	区域名	人口(人)
下水道	下水道認可区域内(供用開始世帯)	173,034
農業集落排水施設	旧上九一色村北部地区	225
合併処理浄化槽	下水道認可区域内(未接続世帯)及び 下水道認可区域外	4,061

4 し尿・汚泥の処理計画

(1) 排出見込み量

区分	排出見込み量(kl/年)
し尿	264
汚泥	3,808

(2) 実施主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処理
し尿・汚泥	許可業者(表3)	中巨摩地区広域事務組合 (衛生センター)	山梨県市町村総合事務組合 (かいのくにエコパーク)
			新和企業(有) (最終処分場)

(表3) 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可証交付業者一覧

No.	業者名	備考
1	昭和衛生社	中道地区・上九一色地区を除く
2	有限会社 環境整備	中道地区・上九一色地区を除く
3	東八商事 有限会社	中道地区
4	株式会社 クリーンライフ	上九一色地区

※ 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集運搬業許可

本市の令和7年度し尿・浄化槽汚泥の発生量に対し、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が見込まれることから、令和7年度の新規許可は行わない。

(3) 収集・運搬計画

(単位：kl)

区分	直営	委託	許可	直接搬入	合計
し尿	—	—	264	—	264
汚泥	—	—	3,808	—	3,808

(4) 中間処理計画

施設区分	収集・運搬	中間処理	予定処理量(kl/年)
し尿処理施設	許可	中巨摩地区広域事務 組合衛生センター	4,072

(5) し尿・汚泥の最終処分計画

施設名称	施設所在地	実施主体 及び名称	埋立対象物	予定処理量 (t/年)
最終処分場 (かいのくにエコパーク)	山梨県笛吹市境川町上 寺尾区内	山梨県市町村 総合事務組合	焼却灰	4.7
最終処分場	茨城県北茨城市	新和企業(有)		5.8
合計処理量				10.5